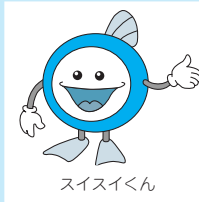


下水道供用区域が広がりました

■新たに使用できる区域（いずれも一部）

- ▷ 覚寺 ▷ 円護寺 ▷ 吉成 ▷ 吉成一丁目
- ▷ 東今在家 ▷ 宮長 ▷ 叶 ▷ 吉成南町二丁目
- ▷ 大杵 ▷ 浜坂二丁目・三丁目 ▷ 秋里 ▷ 安長
- ▷ 賀露町 ▷ 賀露町西一丁目
- ▷ 賀露町北一丁目・二丁目・四丁目
- ▷ 賀露町南一丁目・三丁目・四丁目・五丁目
- ▷ 湖山町東一丁目・二丁目 ▷ 湖山町南一丁目・二丁目・三丁目
- ▷ 湖山町北三丁目・四丁目・六丁目



スライくん

■工事は指定工事店で

公共下水道が整備されたときは、すみやかに公共下水道に接続する排水設備工事をしましょう（浄化槽等切替はおおむね1年以内、汲み取り便所の水洗化は3年以内）。工事は、必ず鳥取市排水設備指定工事店に申し込んでください。また、**無利子の改造資金融資制度**もありますので、ご利用ください。

なお、排水設備工事完成後に、排水管がつまって下水が流れない場合には、市環境事業公社が施工した工事店に清掃を申し込んでください。

■問い合わせ先

- 下水道供用区域…▷環境政策課業務係（☎20-3302）
- 融資制度・排水設備工事…▷環境政策課指導普及係（☎20-3304）
- 排水管清掃…▷鳥取市環境事業公社（☎22-8585）

ご注意ください！

市役所の職員を装ったり、市役所から依頼されたなどと、下水の排水管の点検、清掃、消毒などの業務を契約させ、高額な費用を請求するといった被害が発生しています。



市役所では、みなさんの家の敷地内にある排水管について、このような業務を行ったり、業者に依頼することはありません。みなさん、十分ご注意ください。

屋外焼却（野焼き）の禁止

平成13年4月から、法律の改正により、原則としてすべての廃棄物について「野焼き」が禁止されています。

野焼きとは、焼却炉を用いずに廃棄物を焼却する行為です。ドラム缶やブロックなどで囲ったものは、焼却炉とは認められず野焼きにあたります。

例外的に認められている農業者などの焼却行為であっても、生活環境上支障を与え、苦情などがあるときは、指導の対象となる場合がありますので注意してください。（違反者は懲役3年以下または300万円以下の罰金またはその併科）

■問い合わせ先 生活環境課（☎20-3216）

平成16年度保育所入園児

申込書は入所を希望する保育所で受け取り、直接提出してください。

申込期間 12月1日（月）～22日（月）

問い合わせ先 各保育所▽児童家庭課（☎20-3177）



新年市民合同祝賀会

—今年から1月4日—

とき 平成16年1月4日（日）正午～

ところ ホテルニューオータニ鳥取

（今町二丁目）



会費 1500円

申込期間 12月1日（月）～10日（水）

申し込み先 総務課（☎20-3102）

▽市役所本庁舎1階総合案内所▽鳥取駅行政サービスセンター

痴呆性高齢者

家族やすらぎ支援員

鳥取市では、痴呆の高齢者を介護している家族が外出や介護疲れで休息が必要などきに、一定の研修を受けたボランティア（やすらぎ支援員）が家庭を訪問し高齢者の見守りなどをする「痴呆性高齢者家族やすらぎ支援事業」を来年三月に開始する予定です。そこで、この「やすらぎ支援員」の登録者を募集します。応募資格 市内在住で日中活動できる人

募集人数 20人（多数の場合は抽選）

研修期間 平成16年1月中旬～2月のうち計5日間（研修終了後、実施機関に名簿登録し、有償ボランティアとして活動）

応募方法 住所・氏名・年齢・電話番号を明記のうえ、持参・電話・FAX・電子メールのいずれかで

募集期限 12月22日（月）

申し込み・問い合わせ先 高齢社会課（☎20-3173）

FAX 21-8420・eメール korei@city.tottori.tottori.jp